欠格事項に該当しないものである旨の申し出書

　申請者、申請者の役員、政令第４条の６に定める使用人及び法定代理人は「浄化槽法」第３６条第２号で定める欠格事項（下記参照）のいずれにも該当しないものであることを申し出ます。

　なお、この申し出が事実と異なっていることが判明した場合には、許可を取り消されても異存ありません。

　　　　　　年　　月　　日

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

　占冠村長　　　　　　　　様

欠格事項

「浄化槽法」第３６条第２号

イ　この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２　年を経過しない者

ロ　第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

ハ　浄化槽清掃業者で法人であるものが第４１条第２項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にそ　の浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

ニ　第４１条第２項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項若しくは第６項の規定、第７条の２第１項の規定若しくは同法第１６条の規定（一般廃棄　物に係るものに限る。）又は同法第７条の３の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ　とがなくなった日から２年を経過しない者

ト　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の４の規定により許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

チ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項又は第６項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一　般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第７条の４の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前３　０日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

リ　浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ　法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの